

建交労 ひかれい

2021年1月号
発行：建交労 No.202
岐阜農林建設連合支部
〒501-4234
郡上市八幡町5丁目1-4-15
電話 0575-67-1582

すべての労災・職業病の根絶をめざす



支部定期大会で挨拶する東執行委員長

新春のお慶びを申し上げます。
皆様のご健康とご繁荣をお祈り申し上げます。

2021年 勝利に向けて邁進を！

私たちは、労災被災者が安心して療養できる社会保障の充実と労災の根絶を求めて力強く運動を展開してまいりました。

就労歴や健康診断の受診歴などを一元的に管理する「ずい道建設労働者健康管理システム」を厚生労働省が建災防に設置し、昨年4月より稼働しました。悲願である裁判をしなくとも被災者が救済される『トンネルじん肺救済法』の成立に向けて大きな前進です。じん肺キャラバン・国會議員の賛同署名など様々な運動に粘り強く取りくんだ成果です。

昨年は、トンネルじん肺根絶6陣訴訟の早期和解を勝ち取ることができました。全国の仲間とともに基金成立に向けて運動を進めていきました。新たな年を、じん肺裁判の勝利解決の年、補償の充実を求める要求実現の年と位置づけ奮闘します。

また、三井金属神岡鉱山じん肺2陣訴訟では、菜ゴアy高裁での闘いが山場を迎えています。CTでじん肺罹患を否定するという被告の不当な主張に、限界のあるCTをじん肺罹患の判断に導入することを許すわけにはいかなないと、原告団を先頭として真っ向から闘つてきました。勝利解決の年にしましょう。

労災職業病被災者が、真に安心して暮らすためには、補償の充実を求めた闘いの手を緩めることはできません。

新たな年を、じん肺裁判の勝利解決の年、補償の充実を求める要求実現の年と位置づけ奮闘します。

昨年は、トンネルじん肺根絶6陣訴訟の早期和解を勝ち取ることができました。全国の仲間とともに基金成立に向けて運動を進めていきました。新たな年を、じん肺裁判の勝利解決の年、補償の充実を求める要求実現の年と位置づけ奮闘します。

建設アスベスト訴訟

被災者救済、被害の根絶に大きく前進！

最高裁で

国の責任が確定

12月15日、最高裁判

スト訴訟では初めて国の責
任が確認しました。

建設アスベスト訴訟とは

告を不受理する決定をしま
した。

所は、首都圏建設アスベス
ト第1陣訴訟で被告国の方の上

建設アスベスト訴訟は、
建設現場でアスベストを吸
引しアスベスト関連疾患

(アスベストじん肺、肺が
ん、中皮腫など)を発症し
たとして、元労働者や遺族
が国と建材メーカーに損害
賠償を求めた裁判です。輸
入された大量のアスベスト
のほとんどが建築資材に使
われました。そのため、建
設現場で働いた多くの労働
者者が深刻な健康被害を発症
しました。

国不誠実な態度で
提訴から12年も経過

建材メーカーの
共同不法行為

責任求める

訴は2008年に提訴され
ました。その後、各地で同
様の裁判が提訴され、現在

3高裁・9地裁で争われて
います。これまでに国は地
裁、高裁で8連敗していま
すが、原告の早期解決の訴
えを聞くことなく徒に争い
を引き延ばしてきました。

建設現場のアスベスト被害
救済に大きな前進

この間に多くの原告が「命
あるうちの解決を」の悲願
を達することなく命を落と
しています。これまでの国
の対応は強く批判されるも
のです。多くの仲間を失い
ながら闘い続けた原告の勇
気は、私たちに多くのこと
を教えてくれました。

アスベスト関連疾患での
労災認定は、毎年1,000
名を超えてます。潜在

している被災者も多数みえ
ます。大工・電気工・空調
関係などすべての建設労働
者から被害が出てます。

あなたのもわりで困つてい
る方はいませんか。声がけ
して仲間に迎えましょう。

不受理決定で、建設アスベ

『傷病の状態』に関する報告書』 主治医に自分の症状を正確に伝えよう!

今年も監督署から『傷病の状態等に関する報告書』の提出を求める文書が届くころだと思います。1月分の休業補償請求書(様式8号)に添えて出すことになります。なにで、組合から2月初めには監督署に提出します。なぜこの報告書を提出するのでしようか?その理由は、労災保険施行規則(第18条の2・第19条の2)に「労災被災者が、療養開始から1年6か月を経過しても治つていらない場合、傷病補償年金へ移行するか否かを決定するために報告書の提出を求める」と規定しているからです。

はあまり聞きなれない言葉ですが、労災被災者が介護など必要になった場合に『休業補償給付』から『傷病補償年金』に移行するというものです。この『傷病補償年金』に移行すると毎月8号用紙の請求書を提出する必要はなく、1年分の給付額を2か月に1回の年金として支払われるようになります。『傷病補償年金』になつたからといって自動的に『遺族補償年金』が受給できるものではありません。遺族年金を請求する際、監督署は、報告書に記載されている内容を検討し、じん肺死か否かのは判断材料にすることがあります。

の状態等に関する報告書』の提出を求める文書が届くころだと思います。1月分の休業補償請求書(様式8号)に添えて出すことになります。なにで、組合から2月初めには監督署に提出します。なぜこの報告書を提出するのでしようか?その理由は、労災保険施行規則(第18条の2・第19条の2)に「労災被災者が、療養開始から1年6か月を経過しても治つていらない場合、傷病補償年金へ移行するか否かを決定するために報告書の提出を求める」と規定しているからです。

診断書の『日常生活の状況』欄について、実際は1キロも歩けなかつたり、軽作業を1時間もできないのに、「ゆっくりなら1キロ程度を『ゆっくりなら1キロ程度

歩くことができる』などとする診断書が見受けられますが。自分の症状を主治医に正確に伝えましょう。

上は傷病状態を報告するたの診断書です。

例えば裏面での『日常生活の状況』で、家族に手を借りて歩いている状態でも一人で歩けるように書かれていることもあります。不正確な報告をすると請求時に不利になります。

また、主治医はレントゲンやCTなどで見ただけでは状態は完全にはわかりません。そのため痛みや違和感、生活の変化などもしっかりと伝えるようにしましょう。

裏

表

2019年12月の活動報告

経過

12/2	神岡じん肺2陣訴訟 口頭弁論	@名古屋高等裁判所
12/3	第2回執行委員会	@郡上市文化センター
12/7	遺族年金請求 主治医面談	@久美愛病院
12/8	新規聞き取り(木股さん)	@土岐市
12/10	神岡じん肺訴訟 原告団会議	@古川中央公民館
12/11	神岡じん肺訴訟 闘争本部会議	@郡上市文化センター
12/15	新規検査	@土岐内科クリニック
12/17	行政訴訟意見書打ち合わせ	@浜松佐藤町診療所
12/24	新規検査	@東濃厚生病院

2020年1月の予定

予定

1/7	主治医面談	@多治見市民病院
1/13	神岡じん肺訴訟 弁護団会議	リモート参加
1/24	リサーチセンター学習会	リモート参加
1/27	キャラバン実行委員会	リモート参加

事務所の年末年始のお休みは12月29日から1月4日までです。

ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願ひいたします。

緊急連絡先 090-1753-9645

うげいう▼け穫壌で一活るたしした中摺架穂稻方と、に前へわ米
 と、稻一こる量にも蹴がと初なですでり掛しがで聞ゲ購にてれの「農
 思ム作粒んよが気回さ続めがいらも「け収成『き』入発んる程略水
 う。にもなう増を数れくこてらるネ聞を『穫長疎なム』。売され季節外れの稻作に凝つたグーム
 ほど今は最いななり品るね折少た塩をでえ白る後』、『いしましのサクナヒメ』
 自分いさ大変工楽しもう日か言い米掛強葉なにそ乾次密葉がた。稻作に凝つたグーム
 編集後記
 今は稻に夢中です。米出いおま上し管。のもがて。てかのしたす決苗ざざ
 編集委員
 番中 おのれの事の人もおおきに少温たそひ上でたしばこ穀る』を、いデくが
 をるる米しげず理▼喜じつ收▼はり一てめるめの育ユ112カ月月穂出
 作こくをたてつ、そびいて穫苦何で連』。る植てるを月月穂出
 ろのらも。い取土れを生いし戦をひの粉稻出